

キャッシュパスポートプラチナ カード発送方法変更のご案内

キャッシュパスポートプラチナでは、2020年4月1日（水）に「犯罪収益移転防止法」が改正されることに伴い、2020年3月16日（月）より、お申し込みいただきました後のカード発送方法を変更させていただきます。

従来の「簡易書留」による発送から、「本人限定受取郵便（特定事項伝達型）」による発送に変更させていただきます。カード受領の際は、郵便局の配達員に顔写真付の本人確認書類（※注1）をご提示いただきますようお願い申し上げます。

なお、カードを受領されず当社にカードが返送された場合は、再度お申し込みの手続きをしていただく必要がございますのでご注意ください。

2020年4月1日以降、カード受領時に顔写真付き本人確認書類をご提示できないお客様はカード受領ができませんのでご了承ください。

（※注1）

【2020年3月31日受領まで】対象本人確認書類は以下のいずれかになります。

（例）・パスポート（※注2）

- ・運転免許証
- ・在留カード/特別永住者証明書
- ・健康保険証（2020年3月31日受領までご利用可能）

【2020年4月1日以降受領】顔写真付きの対象本人確認書類は以下のいずれかになります。

（例）・パスポート（※注2）

- ・運転免許証
- ・在留カード/特別永住者証明書

（※注2）

2020年2月4日以降に申請した日本政府発行の旅券（パスポート）は住所欄がなく、住所が確認できないため、他の本人確認書類のご提示をお願いいたします。